

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(貸与の申請)

第3条 条例第2条の規定による選定を受けようとする者は、熊本県医師修学資金貸与申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 住民票の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(貸与を受ける者の選定)

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、書面による審査のほか必要に応じ面接による審査により修学資金の貸与を受ける者の選定を行い、当該選定の結果を当該申請を行った者に通知するものとする。

(修学資金の種類等)

第5条 条例第3条の規則で定める修学資金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該修学資金の額は、同表の左欄に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

入学金相当額	国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号。以下この表において「省令」という。)第2条第1項の表大学の学部(次項に掲げるものを除く。)の項入学金の欄に掲げる額
授業料相当額	省令第2条第1項の表大学の学部(次項に掲げるものを除く。)の項授業料の年額の欄に掲げる額
生活費相当額	月額75,000円

2 条例第3条の規則で定める修学資金の貸与の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める修学資金の額の合計額とする。

- (1) 大学に入学(編入学及び転入学を除く。次号において同じ。)後1年以内に被貸与者となった者(次項第1号において「第1号被貸与者」という。) 入学金相当額、授業料相当額及び生活費相当額
- (2) 大学に編入学若しくは転入学した後に被貸与者となった者又は大学に入学後1年を経過した後に被貸与者となった者(次項第2号において「第2号被貸与者」という。) 授業料相当額及び生活費相当額

3 条例第3条の規則で定める修学資金の貸与の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第1号被貸与者 大学に入学した日の属する月から大学の正規の修業年限を修了する日の属する月までの期間。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 第2号被貸与者 条例第2条の規定により知事が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月(当該月の属する年度の4月から大学に在学している場合にあっては、4月)から5年を超えない範囲内で貸与契約で定める期間

4 授業料相当額及び入学金相当額は、知事が別に定める時期に貸与するものとし、生活費相当額は、毎月貸与するものとする。ただし、生活費相当額については、知事が特別の事情があると認めるときは、2月分以上をまとめて貸与することができる。

(借用証書の提出)

第6条 条例第2条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものは、知事が定める日までに、熊本県医師修学資金借用証書(別記第3号様式)に条例第5条第1項の保証人(以下「保証人」という。)の印鑑登録証明書及び収入に関する証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(保証人)

第7条 保証人は、独立の生計を営む者で修学資金の返還及び利息の支払の責任を負うのに必要な資力を有するものでなければならない。

2 条例第2条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものが未成年者であるときは、保証人のうち1人は、その者の法定代理人としなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 被貸与者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書(別記第4号様式)に変更後の保証人の印鑑登録証明書及び収入に関する証明書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(業務従事期間の計算等)

第8条 条例第7条第1項第1号に規定する修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間を計算する場合において、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとする。

2 条例第7条第1項第1号に規定する臨床研修及び指定病院等医師業務への従事期間(以下この条において「業務従事期間」という。)は、臨床研修に従事した日の属する月から指定病院等医師業務に従事しなくなった日の属する月までの月数とする。

3 業務従事期間中に通算して1年を超える県内の病院等で後期研修に従事した期間があるときは、業務従事期間からその超える期間の月数(1月に満たない期間があるときは、その期間を1月とする。)を控除する。

4 業務従事期間中に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項若しくは第23条の3第1項第3号に規定する措置により短縮された所定労働時間による勤務、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第12条第1項に規定する育児短時間勤務又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をした期間がある場合における業務従事期間の月数の算定の方法については、知事が別に定める。

5 業務従事期間中に条例第7条第3項各号に規定する事由により臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間があるときは、業務従事期間から、当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の開始の日の属する月から当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日の属する月までの月数を控除する。ただし、当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の開始の日と当該臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日とが同じ月に属する場合は、この限りでない。

6 前項本文の規定にかかわらず、同項に規定する臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間の終了の日の属する月において再び臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかった期間が開始したときは、その月を1月として業務従事期間から控除するものとする。

(臨床研修実施病院)

第9条 条例第7条第1項第1号に規定する臨床研修を行う病院は、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院(県内に所在するものに限る。)とする。

(返還の申出等)

第10条 被貸与者は、条例第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに熊本県医師修学資金返還申出書(別記第5号様式)を、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、修学資金の返還額等を当該申出をした者に通知するものとする。

3 知事と貸与契約を締結した者(以下「契約締結者」という。)は、条例第6条第2項の規定により知事が修学資金の貸与を行わないこととなった場合において、当該貸与を行わない期間に係る修学資金を既に受領しているときは、当該修学資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請等)

第11条 条例第9条又は第10条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、熊本県医師修学資金返還債務履行猶予申請書(別記第6号様式)に条例第9条又は第10条に規定する事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、返還債務の履行の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(返還債務の免除の申請等)

第12条 条例第7条第1項又は第11条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、熊本県医師修学資金返還債務免除申請書(別記第7号様式)に、条例第7条第1項第1号の規定により免除を受けようとする場合にあっては業務(研修)従事期間証明書(別記第8号様式)を、条例第7条第1項第2号又は第11条の規定により免除を受けようとする場合にあっては条例第7条第1項第2号又は第11条に規定する事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、返還債務の免除の適否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(届出等)

第13条 契約締結者又は被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を当該各号に定める様式により知事に届け出なければならない。

(1) 本人又は保証人の氏名又は住所に変更があったとき 氏名(住所)変更届(別記第9号様式)

- (2) 大学を休学したとき、大学に復学したとき、又は停学の処分を受けたとき 休学(復学、停学)届(別記第10号様式)
 - (3) 大学を卒業したとき、又は退学したとき 卒業(退学)届(別記第11号様式)
 - (4) 医師の免許を取得したとき 免許取得届(別記第12号様式)
 - (5) 臨床研修若しくは指定病院等医師業務への従事を開始したとき、終了したとき、若しくは再開したとき、又は指定病院等医師業務に従事する指定病院等を変更したとき 業務従事等届(別記第13号様式)
 - (6) 育児短時間勤務を開始したとき若しくは終了したとき又は届出内容に変更があったとき 育児短時間勤務開始等届(別記第14号様式)
- 2 前項の規定による届出には、同項第2号に掲げる場合のうち大学に復学したときにあつては大学に復学したことを証する書面を、同項第3号に掲げる場合のうち大学を卒業したときにあつては大学を卒業したことを証する書面を、同項第4号に掲げる場合にあつては医師免許証の写しを、同項第5号に掲げる場合にあつては業務従事等証明書(別記第15号様式)を、同項第6号に掲げる場合にあつては育児短時間勤務開始等証明書(別記第16号様式)をそれぞれ添付しなければならない。
 - 3 保証人は、契約締結者又は被貸与者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 被貸与者は、毎年度(大学に入学した日の属する年度を除く。)、知事が定める日までに大学における単位の修得を証する書面その他の学業成績を証する書面を知事に提出しなければならない。
(申出)

第14条 契約締結者は、修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1月前までに熊本県医師修学資金貸与辞退申出書(別記第17号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 被貸与者は、条例第7条第3項第1号に規定する事由(医学を履修する課程を有する大学院(以下「大学院」という。))への進学を除く。)に該当するときは、直ちに指定病院等医師業務等中止申出書(別記第18号様式)に当該事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 被貸与者は、条例第7条第3項第1号に規定する大学院に進学する場合、又は同項第2号に規定する県外の病院等で後期研修に従事する場合は、後期研修等計画申出書(別記第19号様式)に、大学院に進学する場合にあつてはその事実を証する書類を、後期研修を受ける場合にあつては当該後期研修を行う病院等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、当該大学院に進学しようとする日又は当該後期研修を受けようとする日の3月前までに知事に提出しなければならない。ただし、当該期限までに被貸与者が後期研修等計画申出書を知事に提出できないことについて正当な理由があると知事が認める場合は、当該期限を経過した後であっても、当該正当な理由を記載した書面を添付して知事に提出することができる。
(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第33号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(以下「新規則」という。)第5条第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する貸与契約に係る修学資金について適用し、施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和3年9月3日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月8日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(以下「新規則」という。)第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する貸与契約に係る修学資金について適用し、施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金の貸与を受けた者が新規則第5条第3項第1号の規定を適用することを希望する旨を知事に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、その適用をするものとする。

附 則(令和8年3月25日規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別記第1号様式(第3条関係)

熊本県医師修学資金貸与申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者(本人) 氏名

法定代理人 氏名

熊本県医師修学資金の貸与を受けたいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ふりがな				注 意 縦4cm、横3cmの写真を貼り付けてください。
氏 名				
生年月日及び年齢	年	月	日 (満 歳)	
大 学	名 称			
	所 在 地			
	課 程		学 年	第 学年
	入学年月	年	月	
現住所及び電話番号	〒 () -			
帰省先住所及び電話番号	〒 () -			

(注) 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も記名をしてください。

添付書類

- 1 誓約書(別記第2号様式)
- 2 住民票の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者(本人)住所

氏名

法定代理人 住所

氏名

私は、熊本県医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けることになったときは、同条例及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例及び同規則に規定する知事が指定する病院等において、定められた期間、医師としての業務に従事することを誓約します。

(注) 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も記名をしてください。

別記第3号様式(第6条関係)

(表)



熊本県医師修学資金借用証書

年 月 日

熊本県知事 様

本人 住所 氏名 印

熊本県医師修学資金貸与条例及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則に基づき修学資金を次のとおり借用します。

借 用 金 額	円	
内 訳		
入学科相当額	金額	
授業料相当額	金額	
生活費相当額	期間	年 月から 年 月まで
	月数	月
	金額	金 円

(裏)

熊本県知事 様

熊本県医師修学資金貸与条例及び熊本県医師修学資金貸与条例施行規則に従い、貸与を受ける本人と連帯して修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。

ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
氏 名	印			
現住所及び 電話番号	〒 () —		本人との 関係	
職業		年収	税込	円
参考事項				
ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
氏 名	印			
現住所及び 電話番号	〒 () —		本人との 関係	
職業		年収	税込	円
参考事項				

(注) 保証人の印は、印鑑登録をしたものを押印してください。

添付書類

- 1 保証人の印鑑登録証明書
- 2 保証人の収入に関する証明書

別記第4号様式(第7条関係)

保証人変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者(本人)住所

氏名 印

保証人を変更したいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第7条第3項の規定により、承認を申請します。

なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して熊本県医師修学資金貸与条例に基づく修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。

新保証人	ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日	
	氏 名	印		(満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () —	申請者との 関係		
	職 業		年収	税込	円
	参考事項				
旧保証人	ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日	
	氏 名	印		(満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () —	申請者との 関係		
変更の事由					
変更年月日		年 月 日			

(注) 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

添付書類

- 1 新保証人の印鑑登録証明書
- 2 新保証人の収入に関する証明書

別記第5号様式(第10条関係)

熊本県医師修学資金返還申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者 住所

氏名

熊本県医師修学資金貸与条例第8条第1項の規定により修学資金の返還及び利息の支払を行いますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月から 年 月まで
貸与を受けた総額	金 円
返還債務の額	金 円
返還免除となった額	金 円
返還及び支払の総額	金 円
返 還 理 由	

別記第6号様式(第11条関係)

熊本県医師修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所

氏名

熊本県医師修学資金貸与条例第9条(第10条)の規定により修学資金の返還及び利息の支払の全部(一部)の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月から 年 月まで
貸与を受けた総額	金 円
返還債務の額	金 円
返還債務の額のうち 猶予を受けようとする額	金 円
猶予を受けようとする期間	
猶予を受けようとする事由	

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 熊本県医師修学資金貸与条例第9条又は第10条に規定する事由を証する書類

別記第7号様式(第12条関係)

熊本県医師修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所

氏名

熊本県医師修学資金貸与条例第7条第1項(第11条)の規定により修学資金の返還及び利息の支払の全部(一部)の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所			
貸与を受けた者の氏名			
貸与を受けた期間	年	月から	年 月まで
貸与を受けた総額	金		円
返還未済の返還債務の額	金		円
免除を受けようとする額	金		円
臨床研修及び指定病院等医師業務に従事した指定病院等の名称及び期間	名称		
	期間	年 月 日から	年 月 日まで
医籍登録番号及び登録年月日	(年 月 日登録)
休職又は停職の有無及びその期間	1有 (年 月 日から	年 月 日まで)
	2無		
免除を受けようとする事由			

(注) 1 様式中不要の文字は、抹消してください。

2 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

添付書類

- 1 熊本県医師修学資金貸与条例第7条第1項第1号の規定により免除を受けようとする場合にあっては、業務従事期間証明書(別記第8号様式)
- 2 熊本県医師修学資金貸与条例第7条第1項第2号又は第11条の規定により免除を受けようとする場合にあっては、同条例第7条第1項第2号又は第11条に規定する事由を証する書類

別記第8号様式(第12条関係)

業務(研修)従事期間証明書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

医療機関の名称

開設者又は管理者 印

次の者は、当医療機関において業務に従事していたことを証明します。

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
医籍登録番号及び 登録年月日	(号) 年 月 日登録
業務(研修)従事期 間及び月数	年 月 日から 年 月 日まで(か月)
業務(研修)従事期 間中に休職又は停 職があったときは その期間、月数及 びその理由	年 月 日から 年 月 日まで(か月) 〈理由〉
業務(研修)従事 期間中に育児短時 間勤務を行ったと きは、その期間、 月数及び勤務時間	年 月 日から 年 月 日まで(か月) 〈勤務時間〉 1週間当たりの通常の勤務時間： 時間 分 育児短時間勤務期間中の 1週間当たりの勤務時間： 時間 分

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

別記第9号様式(第13条関係)

氏名(住所)変更届

年 月 日

熊本県知事 様

本人氏名

次のとおり氏名(住所)を変更したので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

氏名	本人	新	
		旧	
	保証人	新	
		旧	
住所	本人	新	〒 電話
		旧	
	保証人	新	〒 電話
		旧	
変更理由			
変更年月日			

(注)様式中不要の文字は、抹消してください。

別記第10号様式(第13条関係)

休学(復学、停学)届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名

次のとおり休学した(復学した 停学処分を受けた)ので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項第2号の規定により届け出ます。

休学(停学)期 間	年 月 日から 年 月 日まで
復学年月日	年 月 日
理 由	

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 大学に復学した場合にあっては、大学に復学したことを証する書面

別記第11号様式(第13条関係)

卒業(退学)届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

次のとおり卒業(退学)したので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項第3号の規定により届け出ます。

卒業(退学) 年 月 日	年 月 日
退学の理由	

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 大学を卒業した場合にあっては、大学を卒業したことを証する書面

別記第12号様式(第13条関係)

免許取得届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名

次のとおり医師免許を取得したので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

医 籍 登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
修 学 資 金 貸 与 期 間	年 月から 年 月まで

添付書類 医師免許証の写し

別記第13号様式(第13条関係)

業 務 従 事 等 届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日付で次のとおり、指定病院等医師業務(臨床研修)への従事を開始(終了、再開)した(指定病院等医師業務に従事する指定病院等を変更した)ので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項第5号の規定により、次のとおり届け出ます。

業 務 先 (研修先)	所在地	〒
	名 称	

(注)様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類 業務従事等証明書(別記第14号様式)

別記第14号様式(第13条関係)

育児短時間勤務開始等届

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

育児短時間勤務を開始(終了・変更)しましたので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項第6号の規定により、次のとおり届け出ます。

医療機関名		
育児短時間勤務の期間	開始日	年 月 日
	終了(予定)日	年 月 日
1週間当たりの通常の勤務時間	時間 分	
育児短時間勤務期間中の1週間当たりの勤務時間	時間 分	
備 考		

(注) 様式中不要な文字は、抹消してください。
添付書類 育児短時間勤務開始等証明書(別記第16号様式)

別記第15号様式(第13条関係)

業 務 従 事 等 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、 年 月 日から当院(所)に、医師として勤務(研修)している
ことを証明します。

年 月 日

〒 電話

病院(診療所)所在地

病院(診療所)名

病院(診療所)の開設者名又は管理者名

印

熊 本 県 知 事 様

別記第16号様式(第13条関係)

育児短時間勤務開始等証明書

年 月 日

熊本県知事 様

医療機関所在地

医療機関名

医療機関の開設者名又は管理者名

印

次の者は、育児短時間勤務を開始(終了・変更)したため、証明します。

医 師 名		
育児短時間勤務の 期 間	開始(変更)日	年 月 日
	終了(予定)日	年 月 日
1週間当たりの通常の勤務時間	時間	分
育児短時間勤務中の 1週間当たりの勤務時間	時間	分
備 考		

(注) 様式中不要な文字は、抹消してください。

別記第17号様式(第14条関係)

熊本県医師修学資金貸与辞退申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者 住所

氏名

熊本県医師修学資金の貸与を辞退したいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を辞退する月	年 月分から
辞退の理由	

別記第18号様式(第14条関係)

指定病院等医師業務等中止申出書

年 月 日

熊本県知事

様

申出者 住所

氏名

指定病院等での業務(臨床研修)を中止したいので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

現在業務等に従事している指定病院等の所在地及び名称	
当該指定病院等での勤務(又は臨床研修)開始年月日	年 月 日
当該指定病院等での勤務(又は臨床研修)中止年月日	年 月 日
当該指定病院等での勤務(又は臨床研修)を中止する理由	

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類

傷病、災害その他やむを得ない事由(医学を履修する課程を有する大学院への進学を除く。)を証する書類

別記第19号様式(第14条関係)

後期研修等計画申出書

年 月 日

熊本県知事 様

申出者

住所

氏名

次のとおり後期研修を受けたい(大学院に進学したい)ので、熊本県医師修学資金貸与条例施行規則第14条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

主たる研修先(大学院)の名称及び所在地	
研 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
研 修 内 容	

(注) 様式中不要の文字は、抹消してください。

添付書類

- 1 後期研修を受ける場合にあつては、当該後期研修を行う病院等の開設者又は管理者の承諾書
- 2 大学院に進学する場合にあつては、その事実を証する書類